

「障害のあるなしにかかわらず、
ともに暮らしやすい佐賀県をつくる条例」を制定しました。

県民

- 手伝えることがないかなど、声かけをしましょう。
- いつでも支援ができるよう、日頃からあいさつや声かけをしましょう。
- 絵、写真、筆談、手話、点字などその人に合わせた方法で伝えましょう。
- 車椅子や杖を使用している人、盲導犬を連れている人の通行を妨げないようにしましょう。
- 専用駐車場や点字ブロック、手すりなどの利用を妨げないようにしましょう。
- 職場では、その人の特性に応じた仕事のやり方を考えましょう。

地域コミュニティ

- 日頃から状況を確認し、災害情報の伝達など、支援の方法を考えましょう。
- 地域行事は、誰もが参加しやすいものにしましょう。
- 障害に応じた方法で相談や交流をして暮らしやすい環境をつくりましょう。
- 障害のある人の通行や安全を妨げないようにしましょう。

障害のある人やその家族

- 日々の生活の不便さを遠慮なく周りに伝えましょう。

県

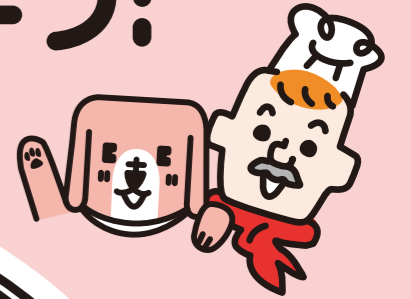
- 障害を理由とする不当な差別的取り扱いをしてはいけません。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を守らなければなりません。
- 障害を理由とする差別を解消するために必要な取組を行わなければなりません。
- その取組を行うときは、障害のある人やその家族、福祉事業所などから意見を聞き、反映するよう努めなくてはなりません。

事業者

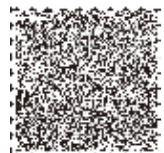
- 障害を理由とする不当な差別的取扱いをしてはいけません。
- 「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」を守らなければなりません。

障害のあるなしにかかわらず
ともに暮らしやすい
佐賀県にしよう!

社会人の
皆さんへ



佐賀県 みんなで
あえるけん!



くわしくはコチラ

支えるけん 佐賀県

検索

佐賀県

佐賀県 健康福祉部 障害福祉課

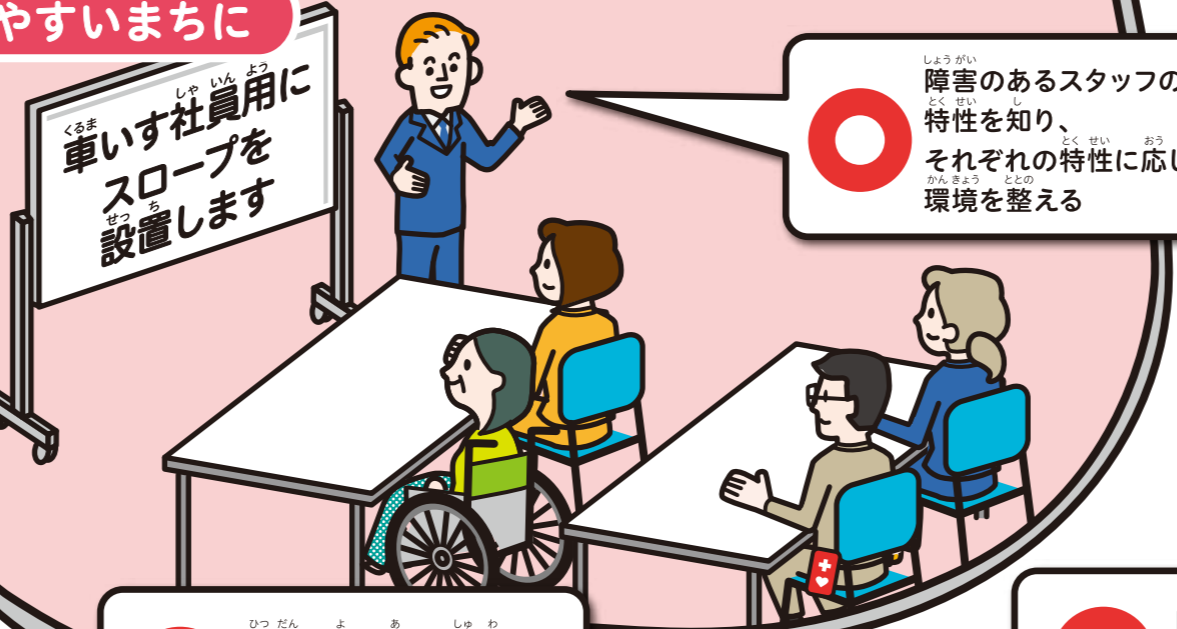
TEL:0952-25-7401 FAX:0952-25-7302



みんなが配慮することで、誰もが暮らしやすいまちに



○ 災害が発生したときなど、
万一の事態にも支援できるよう
日頃からあいさつなど声かけをする



○ 筆談や読み上げ、手話、
タブレット端末などで
コミュニケーションをとる

○ 障害のあるスタッフの
特性を知り、
それぞれの特性に応じて
環境を整える



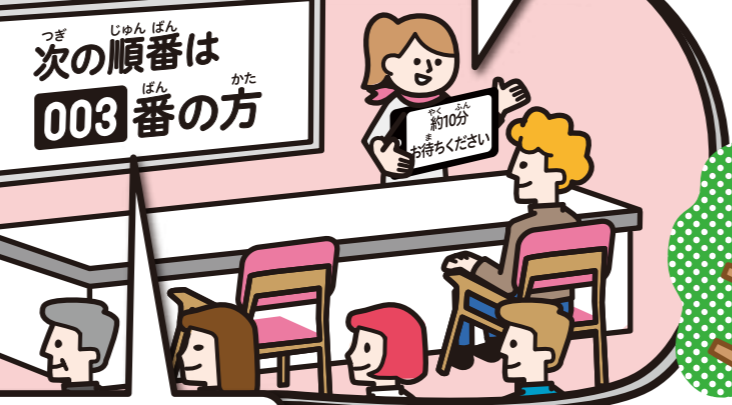
○ 高い所のものを
取ってあげたり、使いやすい
高さに調整するなどの
工夫をする

○ 障害のある人
専用の駐車場は
使いやすいように
しておく

○ 車いすの方に
視線をあわせ、
声をかけて
手助けをする



○ 施設の放送を
文字化したり
電光掲示板で表示する



つぎの順番は
003番の方

BANK



○ 一緒に
移動するときは、
速さを合わせて歩く

✕ 盲導犬が
いても気にしない



○ ヘルプマークを
付けている人には
席をゆずるなど配慮する

✕ 誘導ブロックの
上や周りに
物を置く

ヘルプマークとは？
援助や配慮を
必要としている人を
示すマークです



佐賀県パーキングパーミット制度

佐賀県では、身体障害者用駐車場を
必要とする人に県内に共通する利用証を
交付し、駐車スペースを確保する「佐賀県
パーキングパーミット(身障者用駐車場
利用証)制度」を、実施しています

